

ほけんだより 4月

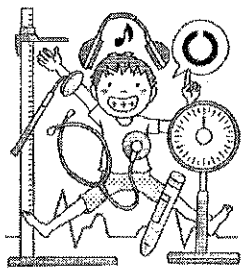
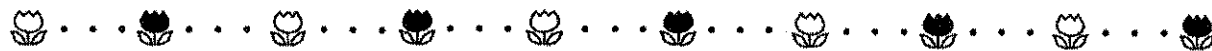
令和7年

にゅうがく しんがく
ご入学・ご進学おめでとうございます！

ほけんしつ にしは
保健室の西端です！

これから いちねんかん
これから一年間よろしくおねがいします！

ほけんしつ いちねんかん
保健室では、この一年間で、みなさんが心も体も
大きく成長してくれることを楽しみにしています♪



健康診断が始まります

けんしん 検診	にっぴ 日程	がくねん 学年
しんたいそくてい 身体測定	4/11 (金)	せんがくねん 全学年

※身体測定は、体そう服で測定しますので忘れずに持ってきてください！※
視力・聴力検査は、学級からの連絡を確認してください。

保健関係書類の記入・提出についてのおねがい

新年度にあたり、健康診断や安全に関する書類の記入・提出をお願いしています。
いずれもお子さまの学校生活を安全で意義のあるものにするために必要ですので、下記
の留意点をご参照いただき、必ず保護者の方がご記入の上、学校へ提出くださいますよう
、よろしくお願いいたします。

＜提出していただく書類＞

- ① 安全カード、保健調査・・・同意書欄の捺印をご確認ください。
- ② アレルギー等疾患の調査について
- ③ 心臓病調査票（1年生のみ）・・・中心線で切り取ってください。

提出期限 4月11日（金）



＜ご記入の際の留意点＞

①保健調査票（お子様の健康状態把握及び緊急時の対応の際に使用します。）

- ・別紙記入例を参考に、該当学年の欄に記入してください。
- ・質問に該当する時は、○印、または日数を、該当しない際は、斜線（\）を記入してください。
- ・身体について気になること、知ってもらいたいこと等あれば記入してください。
- ・緊急連絡先は、いつでも学校からの連絡が受けられる方の電話番号を記入してください。（続柄、勤務先、携帯番号など）
- ・健康保険証番号、かかりつけ医、主な既往症や持病（心臓病・腎臓病・てんかん等）、アレルギー疾患の有無など正確にご記入をお願いします。
- ・年度途中で緊急連絡先の電話番号や保険証番号などの変更がありましたら、その都度お知らせください。

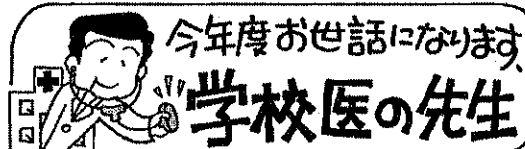
※保護者印を押してください。

②アレルギー等疾患の調査について

- ・アレルギーは年齢や時期によって変化がみられる場合も多いため、アレルギーの有無に係わらず、必ず質問にお答えいただき、全員提出してください。
- ・アレルギー疾患をお持ちのお子様で症状や対処方法等に変更があった場合はすぐにお知らせください。

③心臓病調査票 ※1年生のみ※（心電図検査に使用します）

- ・事前に、用紙左「心臓病調査票記入について」をよくご覧ください。
- ・調査票右上「点数」の欄は記入しないでください。
- ・中心線で切り取って、右半分「心臓病調査票」のみ提出してください。



今年度お世話になります
学校医の先生

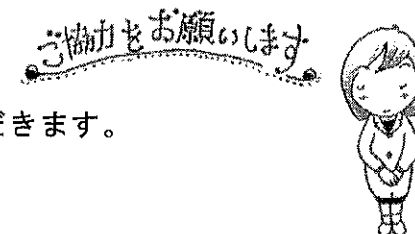
今年1年お世話になる先生方です。
検診でお世話になりますので
確認しておいてください。

ないか
内科
し
歯科
がんか
眼科
じ
耳鼻科
やくざいし
薬剤師

とよたないか
豊田内科
なかしまし か いん
中嶋歯科医院
がんか
トメモリ眼科
おくじ びんとうか
奥耳鼻咽喉頭科
ぎんめいどうやくきょく
銀明堂薬局

とよた かずゆき せんせい
豊田 和之 先生
きたやま り え こ せんせい
北山 理恵子 先生
みやもと たけし せんせい
宮本 武 先生
おく まさや せんせい
奥 雅哉 先生
まつお てつや せんせい
松尾 哲也 先生

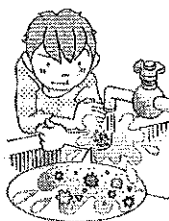
裏面もご確認ください



(1) 学校で行う健康診断は、スクリーニングといい、健康であるか健康上問題があるか、疾病の疑いがあるかという視点で選び出すもので、病院など医療機関での個人を対象とした確定診断とは異なります。スクリーニング検査の結果、必要な児童に対しては専門医への受診をお勧めしています。また、健康診断結果は、病院の受診を勧める児童のみに結果を配布しています。(歯科検診以外) 異常のない児童につきましては、すべての健康診断が終わり次第、けんこうカードにて結果をお知らせいたします。

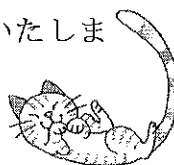
(2) 感染性胃腸炎の流行時には、集団感染防止のため、学校で嘔吐した場合は、できる限り帰宅させ、ご家庭で様子をみてもらうようにしています。又、学校で嘔吐し、嘔吐物で衣服等が汚れた場合でも、二次感染防止のため、学校では処理をせず、ふくろ等に入れて持ち帰ってもらうようにしています。学校での集団感染を防ぐため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

(3) 近年、「傷口は消毒液は使わず、流水で洗い流す」という応急処置法が主流となってきています。消毒は傷の治りを良くする上皮細胞まで破壊してしまため、外科医の間では傷は消毒をしないことが推奨されています。保健室でも基本的に消毒液を使わず処置を行っています。ただし、洗っても傷口の汚れがとれない等、必要に応じて消毒液を使用させていただきます。



(4) 医師法により、教職員は児童に対して「薬を飲ませる」「目薬をさす」などの医療行為は禁止されています。(軟膏などの塗布も同様) そのため、学校での薬の常備や預かりはしていません。学校時間内で服薬の必要がある場合は、自分で服薬できるようご家庭で練習や声掛けをお願いいたします。ただし、持病などにより主治医の指示がある場合は学校までご連絡ください。

(5) 学校管理下のけがで病院を受診された場合は、「日本スポーツ振興センター」の対象となり給付が受けられます。(但し、病院の窓口で支払った医療費が初診から治ゆまでの間500点以上に限ります) 受診しましたら、必要書類をお渡しいたしますので、学校までご連絡ください。詳細は、後日おたよりを配布いたします。



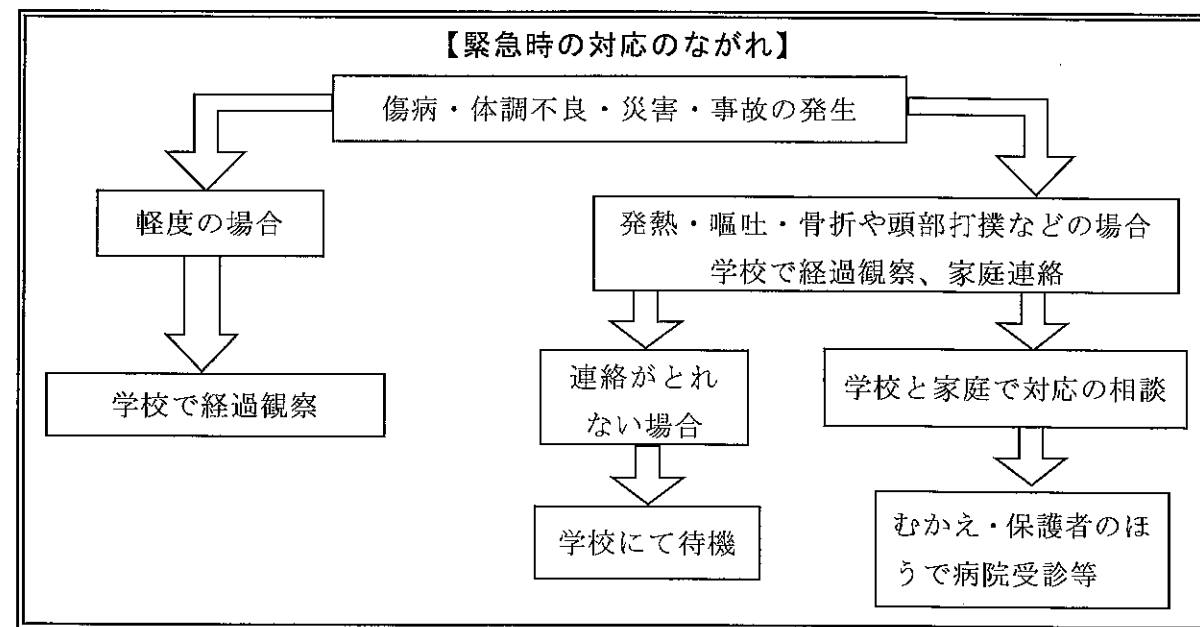
(6) 保健室での対応は、応急処置までとさせていただきます。

病気の場合

体調不良が改善しない場合、保護者の方にお迎えをお願いしています。原則として、学校から病院へ連れて行くことはできません。持病やその日の体調で注意が必要な状態があれば、事前にご連絡をお願いします。

けがの場合

病院での処置が必要な場合については、保護者の方と連絡をとらせていただき、原則として、保護者の方で病院へ連れて行っていただくようお願いしています。ただし、けがの程度や緊急時の場合には、学校から病院へ連れて行く場合があります。その際、治療方針について保護者の方の同意を求め、診断結果についても、保護者の方にしか説明しない病院もありますので、保険証等を持って病院までお願いします。



※児童の負傷・発病時における個人情報の取扱いについて※

学校から医療機関を受診したほうがよいと考えられる場合、事前に保護者に連絡をし、保護者に同伴していただくか、受診する医療機関の同意を得るよう心がけています。

しかし、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の全面実施により、保護者に連絡が取れない場合、学校は受診した医療機関から診療結果についての説明が得られず、受診後、適切な対応ができないことが考えられます。

つきましては、このような事態が起きないようにするため、趣旨についてご理解をいただき、保健調査票の同意書に署名捺印をいただきたくお願いいたします。